

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○高知県保健医療計画の変更 (医療政策課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○漁獲共済の同意成立 (第2号漁業) (水産政策課)	2
○定置漁業の免許 (漁業管理課)	2
○定置漁業権の消滅の登録 ()	2
○土地収用法に基づく事業の認定 (用地対策課)	2
○道路の供用開始 (道路課)	4
◎港湾隣接地域の指定 (港湾・海岸課)	4
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止 (会計管理課)	4
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (2件) ()	5
公告	
○換地処分届出 (宿毛市) (農業基盤課)	6
◎公告 (港湾隣接地域の指定)の一部変更 (港湾・海岸課)	6
高知県人事委員会規則	
◎高知県公立学校の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則	6
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7
高知海区漁業調整委員会指示	
○高知海区漁業調整委員会指示 (定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示)の一部変更	8

告 示

高知県告示第36号
医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の6第1項の規定により、平成30年3月高知県告示第309号 (高知県保健医療計画の変更) で告示した第7期高知県保健医療計画を変更したため、同法第30条の4第18項の規定により次のとおり告示する。
令和4年1月21日
高知県知事 濱田 省司
(「次のとおり」は、省略し、変更後の第7期高知県保健医療

計画の全文を高知県健康政策部医療政策課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

高知県告示第37号
大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。
なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。
令和4年1月21日
高知県知事 濱田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称及び住所
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン高知旭町店
高知市旭町三丁目94番地
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

小売業者名	代表者名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
有限会社中納言	代表取締役 安藤 一臣	高知市本町二丁目1番16号
株式会社亜俚亜	代表取締役 酒匂 栄子	高知市中万々174番地25
丸忠株式会社	代表取締役 武田 忠宏	高知市旭町三丁目94番地
株式会社ハニーズホー	代表取締役	福島県いわき市

ルディングス	江尻 義久	鹿島町走熊字七本松27番1号
株式会社アリエス	代表取締役 山田 康幸	大阪府吹田市南金田二丁目12番12号
株式会社ケイエムコーポレーション	代表取締役 小山 訓子	広島県福山市卸町11番1号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町四番地の8
4 t h S Q U A R E 株式会社	代表取締役 高野 祥史	東京都中央区築地二丁目15番15号 セントラル東銀座205
セムミモザ株式会社	代表取締役 八頭司 和孝	愛媛県四国中央市川之江町1803番地
山本 隆志		高知市南川添18-30

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
イオンリテール株式会社	代表取締役 井出 武美	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
有限会社中納言	代表取締役 安藤 一臣	高知市本町二丁目1番16号
丸忠株式会社	代表取締役 武田 忠	高知市旭町三丁目94番地

	宏	
株式会社ハニーズホールディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
株式会社宮脇書店	代表取締役 宮脇 範次	香川県高松市丸亀町四番地の8
セムミモザ株式会社	代表取締役 八頭司 和孝	愛媛県四国中央市川之江町1803番地
山本 隆志		高知市南川添18-30
株式会社おの	代表取締役 小野 一志	高知市南新田町3-41

- (4) 変更年月日
令和3年5月31日
- (5) 変更理由
小売業者に変更が生じたため
- 2 届出年月日
令和3年12月22日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第38号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。
令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

区域及び区分
高知県漁業協同組合の地区のうち旧清水漁業協同組合の地区
ぶり飼付漁業及び大型定置漁業

高知県告示第39号

漁業法（昭和24年法律第267号）第73条第1項の規定により、次のとおり定置漁業を令和4年1月21日に免許した。
令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

◎定置漁業権（2件）

海区漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	条件	漁業権の存続期間
定 第 1,036号	室戸市室戸岬町1920番地 三津大敷株式会社 代表取締役 泉澤 宏	令和3年10月10日 高知県告示第901号の とおり	昼夜間の漁具標識を特に明瞭にすること。	令和4年1月21日から 令和5年8月31日 まで
定 第 1,037号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第40号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。
令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

◎定置漁業権（2件）

免許年月日	免許番号	漁業権者	漁業の種類	消滅の原因	消滅の登録を行った年月日

平成30年9月1日	定 第 1,008号	室戸市室戸岬町2411番地 戎井 康豊ほか 102名 (三津大敷組合)	定置漁業	放棄	令和4年1月21日
〃	定 第 1,009号	〃	〃	〃	〃

高知県告示第41号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 起業者の名称
香南市
- 2 事業の種類
赤岡町別所山津波避難タワー整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
香南市赤岡町字別所山及び字深田地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
令和3年12月1日に香南市から申請があつた赤岡町別所山津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
本件事業は、香南市が南海トラフ地震等により発生する津波に対し、住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業の起業者である香南市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要

<p>件を充足すると判断される。</p> <p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について</p> <p>ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について</p> <p>本件事業において整備する津波避難タワーは、香南市赤岡町の中央部に位置し、別所山地区の全域の津波避難困難者を対象とした津波緊急避難場所として活用するものである。</p> <p>別所山地区は、住家、県営住宅及び市営住宅並びに自衛隊官舎及び警察庁舎で形成されており、本件事業の着手時である令和2年3月末の行政区人口は358人で、その全員の避難を想定している。</p> <p>起業地は、香南市赤岡町の中央部である別所山地区の地区内の自衛隊官舎の東側で、国道55号から北へ500メートルほどの場所に位置し、海拔は、約3.5メートルで、宅地の民有地2筆である。</p> <p>本県において甚大な被害が予想される南海トラフ地震は、今後30年以内に70パーセント程度の確率で発生すると予測されており、平成24年8月29日に内閣府が発表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年12月10日に本県が公表した「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」によると、香南市赤岡町においては、その全域が津波浸水区域内となり、また、最高津波浸水深は、地上7.0メートルと想定されることから、津波により家屋等が流失し、甚大な被害がもたらされる危険性が高いと予想されている。</p> <p>これを受けて香南市では、「第1次香南市振興計画後期基本計画」に基づき、津波避難対策の施策として高台の整備を進め、津波避難タワーについては、住民参加型の「津波避難対策ワークショップ」により意見集約を行った結果、香南市の全域で21基の整備計画を決定した。その後、香南市夜須町に本県が主体となって整備する1基及び本件事業に係る別所山津波避難タワー1基を追加し、全部で23基の整備を予定している。現在20基が完成しており、その他の津波避難タワーについても早期の整備を目指しているところである。</p> <p>また、前述の「津波避難対策ワークショップ」で検討した結果を基に、平成25年3月には、従来の津波避難計画の見直しを行うとともに、「香南市津波避難計画」を策定し、香南市赤岡町の全域を避難対象区域として指定している。香南市赤岡町内においては、別所山地区以外に4基の津波避難タワーが完成しており、本件事業に係る別所山津波避難タワーを新設整備することにより、既存施設と合わせて全地区で津波緊急避難場所を確保することができる。</p>	<p>当初、別所山地区は、地区内に存する自衛隊官舎屋上（RC造5階建て）を避難ビルとして想定していたが、避難スペースの屋上に登る手段は、階段のみであり、要配慮者の避難に課題があること及び建物の構造計算等を実施することが困難で、安全を確保することができないことから、最適な津波緊急避難場所とはならないと判断したものである。</p> <p>また、香南市赤岡町内の津波発生時に利用可能な既存津波緊急避難場所の中で、別所山地区から最も近い位置にある歴史の丘公園への避難行動を検証したところ、避難対象区域内における最長避難距離は、630メートルで、「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月消防庁）」に示されている避難可能距離500メートルを超えることに加えて、避難経路上の香宗川堤防を兼ねる県道香北赤岡又は対岸へ架かる大忍橋のいずれかが通行することができなくなることで、安全かつ確実な避難経路の確保が困難であると想定される。さらに、歴史の丘公園の収容人数は、1,260人であり、同公園への避難を予定している地区の避難想定人数963人を考慮すると、別所山地区の住民358人全員を収容することができない。</p> <p>したがって、上記に挙げた既存施設への別所山地区の住民全員の安全な避難は困難であると判断されるため、別所山地区への早急な津波緊急避難場所の新設整備が必要である。</p> <p>以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。</p> <p>イ 本件事業の施行により失われる利益について</p> <p>本件事業における環境影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、本件事業の性格上、大気汚染、騒音、水質汚濁、震動等を生じる施設ではないことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。</p> <p>絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより、起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物について、起業地は、「高知県レッドリスト（植物編）2020年改訂版」に掲載されている準絶滅危惧（NT）の「ミゾコウジュ」及び「タコノアシ」の生育の可能性がある地区に該当するものの、現地調査の結果、生育は確認されなかった。しかし、今後生育が確認された場合には、適切な処置を講ずることとしている。</p> <p>また、埋蔵文化財については、文化財保護法（昭和25</p>	<p>年法律第214号）に基づき、香南市教育委員会が試掘確認調査を実施した結果、「計画地内において埋蔵文化財は存在しないものとする」との所見を得ている。</p> <p>以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。</p> <p>ウ 代替案の検討について</p> <p>本件事業の候補地として、津波浸水予測図等から避難困難地域を選定し、別所山地区の住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3箇所の候補地を挙げて比較検討している。当該避難困難地域内での避難距離、避難経路等の避難条件並びに社会的、経済的及び技術的観点から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。</p> <p>また、本件事業の起業地の面積は、津波緊急避難施設として必要な事項を勘案して決定されており、適当であると認められる。</p> <p>エ 比較衡量</p> <p>アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業に係る起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。</p> <p>したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について</p> <p>ア 事業を早期に施行する必要性</p> <p>(3)のアで述べたように、香南市赤岡町の別所山地区の全域において、南海トラフ地震等により発生する津波に対し、現在、安全な津波緊急避難場所が存在しないため、津波緊急避難場所を確保し、津波避難困難地域の解消を図ることが強く望まれているところである。</p> <p>以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。</p> <p>イ 起業地の範囲及び収用の合理性</p> <p>本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。</p> <p>また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。</p> <p>したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(5) 結論</p>
---	---	---

(1)から(4)までにおいて述べたように、本事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香南市役所

高知県告示第42号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年1月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡安田町与床字鳩岡山798番1から 安芸郡安田町与床字鳩岡山798番11まで	220	令和4年1月21日

高知県告示第43号

港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定により、高知港(桂浜・浦戸地区)の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和4年1月21日

高知港港湾管理者

高知県知事 濱田 省司

高知港(桂浜・浦戸地区)港湾隣接地域として指定する範囲
標点

位置

- 1 高知市浦戸字城山830番の4地内の地点(北緯33度29分45.8885秒・東経133度34分23.7614秒)
- 2 標点1の地点から114度00分00秒78.000メートルの地点
- 3 標点2の地点から71度00分00秒20.000メートルの地点
- 4 標点3の地点から7度00分00秒150.000メートルの地点
- 5 標点4の地点から50度00分00秒210.000メートルの地点
- 6 標点5の地点から11度00分00秒28.000メートルの地点
- 7 標点6の地点から302度00分00秒186.000メートルの地点
- 8 標点7の地点から262度14分09秒139.510メートルの地点
- 9 標点8の地点から269度00分00秒46.000メートルの地点

- 10 標点9の地点から263度00分00秒70.000メートルの地点
- 11 標点10の地点から262度00分00秒64.000メートルの地点
- 12 標点11の地点から256度00分00秒73.000メートルの地点
- 13 標点12の地点から264度00分00秒168.000メートルの地点
- 14 標点13の地点から261度00分00秒114.000メートルの地点
- 15 標点14の地点から267度00分00秒22.809メートルの地点
- 16 標点15の地点から172度00分00秒20.114メートルの地点
- 17 標点16の地点から152度00分00秒38.000メートルの地点
- 18 標点17の地点から166度00分00秒23.000メートルの地点
- 19 標点18の地点から179度00分00秒20.000メートルの地点
- 20 標点19の地点から206度00分00秒10.000メートルの地点
- 21 標点20の地点から202度16分33秒16.061メートルの地点
- 22 標点21の地点から244度00分00秒30.000メートルの地点
- 23 標点22の地点から230度00分00秒20.000メートルの地点
- 24 標点23の地点から243度00分00秒52.000メートルの地点
- 25 標点24の地点から311度02分14秒27.063メートルの地点
- 26 標点25の地点から311度00分00秒28.000メートルの地点
- 27 標点26の地点から280度00分00秒25.000メートルの地点
- 28 標点27の地点から262度00分00秒22.000メートルの地点
- 29 標点28の地点から228度00分00秒41.000メートルの地点
- 30 標点29の地点から212度00分00秒34.000メートルの地点
- 31 標点30の地点から211度00分00秒62.000メートルの地点
- 32 標点31の地点から152度00分00秒25.000メートルの地点
- 33 標点32の地点から225度00分00秒28.000メートルの地点
- 34 標点33の地点から281度05分27秒22.915メートルの地点
- 35 標点34の地点から282度00分00秒54.000メートルの地点
- 36 標点35の地点から272度00分00秒60.000メートルの地点
- 37 標点36の地点から293度00分00秒20.000メートルの地点
- 38 標点37の地点から289度59分55秒24.000メートルの地点
- 39 標点38の地点から339度00分00秒20.000メートルの地点
- 40 標点39の地点から6度00分00秒115.000メートルの地点

標点1の地点から165度に引いた直線、標点1の地点から標点40の地点までを順次に直線で結んだ線、標点40の地点から96度に引いた直線及び水際線により囲まれた陸域

高知県告示第44号

売りさばき所が廃止されたので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
取締役頭取 海治 勝彦

- 2 廃止された売りさばき所の所在地及び名称
幡多郡黒潮町佐賀510番地1
株式会社高知銀行佐賀支店
- 3 廃止年月日
令和4年1月21日

高知県告示第45号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正する。

令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

別表の2 指定代理金融機関の表中

株式会社高知銀行吉良川支店	室戸市	平成元年2月1日	県公金の収納
〃 嶺北 〃	土佐郡土佐町	〃	事務及び支払
〃 池川 〃	吾川郡仁淀川町	〃	事務
〃 禰原 〃	高岡郡禰原町	〃	

を

株式会社高知銀行嶺北支店	土佐郡土佐町	平成元年2月1日	県公金の収納
〃 池川 〃	吾川郡仁淀川町	〃	事務及び支払
〃 禰原 〃	高岡郡禰原町	〃	事務

に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中「吉良川支店、」を削る。

高知県告示第46号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和4年1月24日から施行する。

令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

別表の2 指定代理金融機関の表中

株式会社高知銀行嶺北支店	土佐郡土佐町	平成元年2月1日	県公金の収納
〃 池川 〃	吾川郡仁淀川町	〃	事務及び支払
〃 禰原 〃	高岡郡禰原町	〃	事務

を

株式会社高知銀行佐賀支店	四万十市	平成元年2月1日	県公金の収納
〃 嶺北 〃	土佐郡土佐町	〃	事務及び支払
〃 池川 〃	吾川郡仁淀川町	〃	事務
〃 禰原 〃	高岡郡禰原町	〃	

に、

〃 大正 〃	〃 四万十町	〃	
〃 佐賀 〃	幡多郡黒潮町	〃	

を

〃	〃	〃	〃
---	---	---	---

〃	大正 〃	〃 四万十町	〃	〃
---	------	--------	---	---

に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中「嶺北支店、池川支店、禰原支店、大正支店及び佐賀支店」を「佐賀支店、嶺北支店、池川支店、禰原支店及び大正支店」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により、宿毛市から橋上地区（坂本換地区）の換地処分を令和3年12月27日に行った旨の届出があった。

令和4年1月21日

高知県知事 濱田 省司

昭和38年12月13日付け高知県公報号外第69号の公告（港湾隣接地域の指定）の一部を次のとおり変更する。

令和4年1月21日

高知港湾管理者

高知県知事 濱田 省司

本文中

標点	位 置
1	高知市浦戸字城山830番の4地内標柱（龍頭岬灯台）
2	標点1の地点から114度78メートルの地点
3	標点2の地点から71度20メートルの地点
4	標点3の地点から7度150メートルの地点
5	標点4の地点から50度210メートルの地点
6	標点5の地点から11度28メートルの地点
7	標点6の地点から302度186メートルの地点
8	標点7の地点から262度140メートルの地点
9	標点8の地点から269度46メートルの地点
10	標点9の地点から263度70メートルの地点
11	標点10の地点から262度64メートルの地点
12	標点11の地点から256度68メートルの地点

13	標点12の地点から264度168メートルの地点
14	標点13の地点から261度114メートルの地点
15	標点14の地点から267度27メートルの地点
16	標点15の地点から172度24メートルの地点
17	標点16の地点から152度38メートルの地点
18	標点17の地点から166度23メートルの地点
19	標点18の地点から179度20メートルの地点
20	標点19の地点から206度10メートルの地点
21	標点20の地点から219度20メートルの地点
22	標点21の地点から244度30メートルの地点
23	標点22の地点から230度20メートルの地点
24	標点23の地点から243度52メートルの地点
25	標点24の地点から310度26メートルの地点
26	標点25の地点から311度28メートルの地点
27	標点26の地点から280度25メートルの地点
28	標点27の地点から262度22メートルの地点
29	標点28の地点から228度41メートルの地点
30	標点29の地点から212度34メートルの地点
31	標点30の地点から211度62メートルの地点
32	標点31の地点から152度25メートルの地点
33	標点32の地点から225度28メートルの地点
34	標点33の地点から281度23メートルの地点
35	標点34の地点から282度54メートルの地点

36	標点35の地点から272度60メートルの地点
37	標点36の地点から293度20メートルの地点
38	標点37の地点から318度25メートルの地点
39	標点38の地点から339度20メートルの地点
40	標点39の地点から6度115メートルの地点

標点1の地点から165度に引いた直線、標点1から40までの各地点を順次結ぶ直線、標点40の地点から96度に引いた直線並びに水際線により囲まれた陸域（別図に示す地域）及び」を削る。

人 事 委 員 会 規 則

高知県公立学校の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第1号

高知県公立学校の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号。以下「条例」という。）第6条の2第1項及び第3項並びに第6条の3第1項の規定に基づき、公立学校の教育職員（条例第6条の2第1項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例）

第2条 任命権者（条例第6条の2第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、同項の規定に基づき週休日及び勤務時間を割り振る場合において、対象期間（同条第2項に規定する対象期間をいう。以下同じ。）が3月を超えるときは、当該対象期間について1年当たり280日を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。ただし、旧対象期間（対象期間が3月を超える場合において、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3月を超える期間を対象期間として定めたものをいう。以下この項において同じ。）がある場合において、1日の勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において定められていた1日の勤務時間のうち最も長いもの若しくは9時間のいずれか長

い時間を超え、又は1週間の勤務時間のうち最も長いものが旧対象期間において定められていた1週間の勤務時間のうち最も長いもの若しくは48時間のいずれか長い時間を超えるときは、旧対象期間について1年当たりの勤務日数から1日を減じた日数又は280日のいずれか少ない日数を超えない範囲内で勤務日を割り振るものとする。

2 任命権者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき勤務時間を割り振る場合には、10時間を超えない範囲内で1日の勤務時間を割り振るものとし、52時間を超えない範囲内で1週間の勤務時間を割り振るものとする。この場合において、対象期間が3月を超えるとときは、次の各号のいずれにも適合するよう勤務時間を割り振らなければならない。

(1) 対象期間において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3以下であること。

(2) 対象期間をその初日から3月ごとに区分した各期間（3月未満の期間を生じたときは、当該期間）において、その1週間の勤務に割り振られる勤務時間が48時間を超える週の初日の数が3以下であること。

（週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲等）

第3条 条例第6条の2第3項第1号の同条第1項の規定に基づく週休日及び勤務時間の割振りにより勤務させることができる教育職員の範囲は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要があると任命権者が認める者とする。この場合において、任命権者は、育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者については、これらの者が育児等に必要な時間を確保することができるような配慮をしなければならない。

2 条例第6条の2第3項第2号の対象期間は、長期休業期間等（同条第1項に規定する長期休業期間等をいう。第8項において同じ。）の一部又は全部を含む期間であって、第4項に規定する期間の範囲内で、所管する各学校の実情に応じ、任命権者が必要があると認める期間とする。

3 条例第6条の2第3項第3号の対象期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

4 条例第6条の2第3項第4号の対象期間を定めることができる期間の範囲は、4月1日から翌年の3月31日までの期間とする。

5 条例第6条の2第3項第5号の特定期間（同号に規定する特定期間をいう。以下この条において同じ。）は、対象期間中の特に業務が繁忙な期間であって、所管する各学校の実情に応じ、任命権者が公務の運営上の事情によりやむを得ない必要が

あると認める期間とする。

6 条例第6条の2第3項第6号の特定期間の起算日は、任命権者が定める日とし、任命権者は、同条第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定め、特定期間を設ける場合には、当該起算日を明らかにして週休日及び勤務時間を割り振るものとする。

7 条例第6条の2第3項第7号の対象期間における勤務日（同号に規定する勤務日をいう。以下この条において同じ。）は、月曜日から金曜日までの5日間とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

8 前項本文の規定にかかわらず、任命権者は、長期休業期間等の一部の日その他の必要があると認める日を勤務日としないことができる。

9 第7項ただし書の特別の事情がある場合において、任命権者は、対象期間において6日を超えない範囲内（特定期間として定められた期間にあっては、1週間に1日の週休日を確保することができる日数の範囲内）で連続して勤務日を割り振ることができる。

10 任命権者は、条例第6条の2第3項第7号の対象期間における勤務日ごとの勤務時間を割り振るに当たっては、次の各号に掲げる日について当該各号に定める時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要があると認める日
9時間

(2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日（前号に掲げる日を除く。）のうち任命権者が必要があると認める日
8時間30分

(3) 前2号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分

11 任命権者は、条例第6条の2第4項の規定に基づき対象期間を1月以上の期間ごとに区分し、最初の期間（同条第3項第7号に規定する最初の期間をいう。以下この条において同じ。）を除く各期間における勤務日の数を割り振る場合には、当該各期間における勤務日の数は、当該各期間の日数から当該各期間中の日曜日及び土曜日の日数を除いた日数とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

12 任命権者は、前項の区分をし、条例第6条の2第4項の規定に基づき最初の期間を除く各期間における総勤務時間を割り振る場合には、当該各期間における総勤務時間は、当該各期間のうち次の各号に掲げる日の区分に応じ、それぞれその日の数に当該各号に定める時間を乗じた時間を合計した時間を割り振るものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(1) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日のうち特に業務が繁忙である日として任命権者が必要があると認める日

9時間

(2) 年間のうち教育職員の業務量が多い時期の日（前号に掲げる日を除く。）のうち任命権者が必要があると認める日
8時間30分

(3) 前2号に掲げる日以外の勤務日 7時間45分

13 任命権者は、条例第6条の2第1項の規定に基づき週休日及び勤務時間の割振りを定めた場合（同条第5項の規定により最初の期間を除く各期間における勤務日及び当該各期間における勤務日ごとの勤務時間の割振りを定めた場合を含む。）には、教育職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。（勤務することを要しない時間の指定）

第4条 条例第6条の3第1項の4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超える勤務時間が割り振られた期間の算定に当たっては、原則として4週間の期間ごとに算定を行うものとする。ただし、教育職員の健康及び福祉を考慮して4週間の期間ごとに算定を行うことが適当でない場合は、4週間を超えない1週間を単位とした期間ごとに算定を行うものとする。

2 条例第6条の3第1項の規定による勤務することを要しない時間の指定は、15分を単位として行うものとする。

3 任命権者は、条例第6条の3第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定する場合には、同項の期間内の日（公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等を除く。）の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、公務の運営又は教育職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行の日において、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（令和3年高知県条例第48号）附則第2項の規定に基づき同条例による改正後の条例第6条の2に規定する1年単位の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関し必要な手続その他の行為を行うときは、この規則の規定の例による。

期束手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年1月21日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第2号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第6号中「並びに職員の条例」を「、職員の条例」に、「の休日等」を「の休日等並びに公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）第6条の2第1項の規定に基づき割り振られた勤務時間の全部について同条例第6条の3第1項の規定により勤務することを要しない時間を指定された日」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**海 区 漁 業 調 整
委 員 会 指 示**

高知海区漁業調整委員会指示第95号

平成30年8月20日に行った高知海区漁業調整委員会指示第85号（高知海区内における定置漁業の保護区域及び免許区域についての指示）の一部を変更することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、令和4年1月21日に次のとおり指示した。

令和4年1月21日

高知海区漁業調整委員会会長 前田 浩志

高知海区漁業調整委員会指示第85号のうち、2 保護区域に係る別表の左欄に掲げる免許漁業の漁業権免許番号中「定第1,008号」を「定第1,036号」に、「定第1,009号」を「定第1,037号」に変更する。